

## ■平成27年度小城市子ども・子育て会議(第2回) 議事録

- 日 時 平成28年3月24日(木) 14:30～16:30
- 場 所 三日月保健福祉センター(ゆめりあ)
- 出席委員 12人出席
- 事務局 事務局 10人
- 会議記録(敬称略)

### 1 開会

課長あいさつ

### 2 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。今日は、非常に寒くなりまして着込んでまいりました。今日は、第2回目ということで27年度のまとめ的な内容だと思っております。この前、司会をしていて後で皆さんからご意見をいただいていたら、何が何だかよくわからなかったとのご意見もございました。司会が下手だったなと思って、もう少しきちんと皆さんが理解できるように進めなければいけなかったと自己反省をしています。何卒、ご協力をよろしく願いいたします。今日は、ぜひ皆さん分からなかったところはどんどんお聞きください。どういう意味なのか、まず、聞いてください。そうしないと議論の深まりがないと思いますので。ぜひ、皆さんが分かった上で、小城市の子ども・子育て会議の子育てのあり方をどうしたらよいかということを考えていきたいと思っておりますので、どうぞ質問してお分かりいただけたらと思います。できるだけ、皆さんの理解ができるように進めたいと思っておりますけれども、年をとっていくとどうしても急ぎがちになりますので、すみませんが、ご協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### 3 議題

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画について

今年度下半期の各事業進捗状況と新年度の各事業計画

- ・事務局より資料1・■幼児期の学校教育・保育の提供について説明

(大庭会長)

皆さん今お分かりになりましたか。ここに出ているのはちょっとで具体的なものは出てきていないので私はよく分かりませんでした。いかがでしょうか皆さんは。資料がこれだけしかきていないので、事務局の方が何をおっしゃっているのかわからなくなってきているのですが。実際は、晴田幼稚園がどれだけ、認定こども園がどれだけというのが皆さんに分かっていただくためには必要だと思うわけです。ここには、1号認定の教育のみ、2号認定の教育希望、保育必要、3号認定の0歳児保育必要、3号認定の1-2歳保育必要というそれだけの表だからですね。それでは、まだ資料が足りないようですけど、皆さんお聞きになっていて分からないところはございますか。先程の人数とか何とかで分からないところがあたらどうぞ。事務局もきちっと資料を出してもらわないと審議のしようがありませんのでその辺はきちんとお願いしたいと思っております。

(事務局)

それでは、各施設ごと、市内だけになりますが、施設ごとの表がありますので、コピーしてお配りします。後でご審議いただければと思います。

(大庭会長)

はい、お願いします。具体的な施設ごとの表は後でお渡しするということですので、ここに出ているものについて何かご質問ご意見ありませんでしょうか。

(A委員)

キャパ不足で何名か3号認定の方が入っておられないですけれども、それぞれ理由は育休とか園指定とか話されておりますが、不平不満がないかですね。国会でも言われているように小城市死ねとかやられたらもう大変ですから。不平不満があるのかないのかが聞きたいです。

(事務局)

うちの方では、小城市内の0歳から2歳では若干空きがあっても、兄弟で入るとかいう場合に入れない場合があります。その時には、市外の空いた施設をご案内しております。そこまで通えないとかという時には実際お話をして、育休を延ばすとか園待ちをしますとか直接窓口で保護者の方とお話をしながら対応しておりますので、それについて来年度の入所の苦情等ありませんし、今年度も大きく揉めたということはありません。親切丁寧なご説明をしております。元々、保育園の入所基準というのは、本来保育が必要な人だけではなく、ちょっと軽い基準で入れるようになった関係で他の市町もオーバーしているという状況があるみたいです。特に今年佐賀市さんの入所の申請が多かった関係で、うちの方で市内の調整がまず終わって、市外の広域を申請していた分のなかなかお返事が来なくて、今週の頭にやっと来て何件か受入できませんというお返事もありました。その方達については市内であらかじめ確保していた部分とかを順次ご案内をして、ここの園だったら入れますけどどうですかというご案内をしているところです。市内については何とかあったんですけど、広域についてはなかなか難しいところで、親御さんはやはり仕事場の近くがいいとか、お迎えを親に頼むからその近くがいいとかご希望があるんですけど、保育調整はどこの市町もまず自分の市を優先で入れてあげようといった部分もありますし、けっこう厳しい部分があるなと感じます。

(大庭会長)

お分かりいただけただでしょうか。

(A委員)

保護者の方が納得していただけたら、不足している部分はどうしようもないでしょうから、市の職員の対応の仕方とかそういうところで丁寧にやっていただければと思います。

(事務局)

広域の小城市外の保育園に行かれています方で3月1日現在で64施設、1号認定が90人、保育所希望が318人、3号が159人、2号も159人、全体で408人が市外に入所されています。4月1日の今現在のところでは市外40施設、1号認定で80人、2号が89人、3号が88人位の方が市外に行くことが決定しておりまして、合計257人で、あと150人程が4月以降また市外の方に行かれるだろうと予測をしております。

(B委員)

先程、保育園の方に入所できないお子さんの質問があって、市からは育休を延ばすとか市外の方に勧められているとかのお話で大きな苦情等はありませんというお話でした。それはそれでそうだと思うんですけど、実際、保育園の方でお母さん達のお話を聞いていると今年はよかったんですけど、来年度ですね、3月生まれのお子さんがいらっしゃるんですけども、3月生まれのお子さんはだいたい入所の申込みを前年度の11月12月にしますが、本当は半年後に預けたかったけれども、子どもが生まれてからでないと申込みができないじゃないですか、そしたら28年度はもう一杯決まっています、自分は兄弟と

同じ所に入りたいけれども実際、相談に行ったらもう市内は一杯だったので、広域の方に行ってくださいということで、6カ月位の子どもを2カ所連れて行くのが実際本当に困っていますというご相談があったりとかして、ちょうど早生まれのお子さんというのが途中入園がとても厳しく、そして0歳というところで0歳児のおさんが上のおさんと別々の所に行くというのがとても保護者さんの気持ちに寄り添うと大変なことだなという風に、実際肌で感じたのが昨日たまたまご相談いただいて、何かできる手立てがあるならお役に立ちたいなという、実際そういう案件があつておりますので、大きな苦情になってはいないかもしれないんですけど、お母さん達の思いとしては育休を延ばさないといけないという事実が実際あるのかなという風に、その辺も少し頭の中に入れていただければということでお願いします。

(大庭会長)

おわかりいただけたでしょうか。ギリギリでお生まれになったお子さんとその上のお子さんを別々に預けるということは親さんにとっては大変なことです。だから、できるだけそこを一緒にしてくださいというようなご要望もあるということをご認識していただきたいと思います。他にございませんか。このところもかなり大きな柱になると思いますので、是非皆さん方お分かりになって、そしてすーっと流すんじゃなくていろいろご意見があつたらと思っております。

(C委員)

今のお話になるんですけど、上のお子さんが保育園に行っていらっしゃる時に、お母さんのお腹に赤ちゃんができたら、保育幼稚園課の指導でお腹に入った時点でその子は保育園に入っていると言われていたんですけど、生まれた月によってそうなるちゃうんですね。

(事務局)

生まれてからでないとな個人にならないので把握ができません。利用の調整をする時までに間に合えばよろしいんですけど、11月から始めますので、どこで生まれて来られるのかで大分変わってきます。

(C委員)

お腹にできましたといった時点で園にきていますから、それが9月だろうと10月だろうと待って入れないといけないので、4月から入りませんから保育料も入らないんですけど、その子は入れるということになるんですね。お母さん達は産む時にそこまで考えてからたぶん産んでいないと思うので、そこがちょっと残念なところであります。

(事務局)

もう一回言いますと、平成26年度までは園でそういう話をうちの方にしてもらって空きの部分と調整はできていたのですが、27年度から単純に点数でいくようになったのでどこかでめてどこかで点数をつけて順番をつけて入所決定については事務的になってしまったんです。前の制度では、お腹に入っているから出てきたら0歳を当てておこうと園の方と話をできていたんですけど、制度が変わってそれは逆にしにくくなってしまったということで制度的なものかなと感じております。

(大庭会長)

それは、子ども・子育て制度があえてマイナス面に出てきたわけですね。

(事務局)

そうなるかなと。そこは園としても何カ月になったら入所となるわけですから、何カ月かは入所を待っているという状況になって、その辺は園と話をしながらできていたわけです。

(大庭会長)

もう一つは、ここの資料を見ていただくとわかるように3号認定の0歳児がマイナス34人、年間の44人ですよね。1-2歳児は1人と2人がプラスになっていますけれども、結局0歳児は、まだ預けたいけれども預けられない状況の**人**がかなりいるということですね。だからその辺はこの間の会議の時にも0歳、1-2歳のところをどうするかというところの話が出ていたと思いますが、小城市としてはどうしていくか考えていかないといけないという気はします。具体的にどうしなければならないかはわかりませんが少しその所の手助けをしてやるということは必要じゃないかというような感じがしています。大変でしょうけど、ちょっと知恵を絞ってください。どうすれば、子ども・子育て制度の趣旨に合うようなことができるのか、そのことが必要だろうと思います。他に皆さんこのところでご質問はありませんでしょうか。

(D委員)

これは、0歳、1-2歳の子ども達がかちょっと入れない状況なんですけれども、3-5歳になると余裕があるということは、この子達が大きくなっていったら、それは解決するというにはならないんですね。また次に新しく生まれてくるであろう子ども達も同じようにこのような状況が続くということなのででしょうか。

(事務局)

平成22年から私立の保育園の方がいろいろな施設整備をされてきていらっしゃいます。その施設整備をした時に小城市としましては、0-2歳の3号認定の方がいくらかでも入れるような形の施設整備をしてきて、牛津ルーテルさん小城ルーテルさん、こどもの森、さくらさんとおひさまさんの5施設で今まで施設整備をしてきておりますが、いくらかでは3号認定が入れるようなキャパを作ってはきていますけど、実際子どもの数は今のところあまり変わっていないと思います。実際仕事をして働かないといけない女性の方、子どもを保育所に預けないといけない方が増えてきているのかなと思います。ここ最近や5年後10年後を見たときに子どもの出生率とお母さんの就労率、保育園に預けるニーズというのがどの辺で逆にマイナスになっていくのか、クロスになっていくのかが一番の問題であって、5年後10年後に施設が余ればの話になるのであれば、今、現在、保育所を別に作るとかは無理かなと思っております。ですので、施設整備をされる時にいくらかでも3号認定が入れるような形でしていきたいと思えますし、1号認定と2号認定のキャパ自体は余っておりますので、そこをどういう風に使って3号認定を入れていくか、保育士不足についてもあるので、その辺も含めながら、各施設と話をしながら、今後の対応を考えていくしかないと思っております。それとあと広域にお願いしていく形をとって行きます。

(大庭会長)

もう1つは、0歳、1-2歳というのは、少人数、担任が少ない人数しか預かれない、ところが3歳以上になると今度は預かる人数が多くなり、たくさんの子どもであっても保育園、幼稚園に行けるという風に理解をしていました。先程、事務局から言われた、これから先5年間でどう多くなるかということは、資料の75ページの下の所に書いてありましたね。保育利用率が39.9%から44%に5年間で上がると書いてあったようで、だんだん今から多くなるのは事実です。だから、先程言った0歳から1-2歳は必ずしも保育園ばかりで解決するということはできない部分があるということですね。だから、それが何で解決するのか、地域のそういうようなシステムを作っていく必要があるかなというのを感じます。他に皆さん方からありませんか。

(E委員)

小城市に質問ですけど、資料の中にあるかもしれませんが、小城市が把握しているところでさっき言った施設の数と子ども達の収容率がクロスするというのが何時位と見込まれていますか。

(事務局)

その辺ですね、施設といろいろ話をしているのですが、そこが5年後になるか10年後になるかは本当に分からなくて、やはり社会情勢によってお母さんが仕事に出ないといけない等分かりませんし、あと出生率が他市に比べて小城市の場合は第2子、第3子が多くて、都会に行けば一人っ子とか多くても2人という方が多いかなと思います。小城市においては第3子を産む方が結構多いので、実際産む人は減っていると確実に思い、対象年齢者が上がってスライドした時に人数自体は減るんですが、第3子まで持ったという時にどこまでクロスしてマイナスになってくるのかが把握できていない状態です。

(E委員)

もう一つ、3号認定の子ども達の受け皿というお話があったんですけど、今小城市の方で小規模保育施設とか家庭的保育施設とかで新しく出来ている所があるとか、その現状を教えていただきたいと思っています。

(事務局)

今のところ小城市に連絡があったり問い合わせがあって小規模をしたいとか家庭的保育を始めたいとか言う方はいらっしゃいません。なないろさんが看板をあげてされているんですけど、小規模は目指してなくて、認可外で学童をするのか就学前をするのかということに悩まれています。現在入所者もいらっしゃらないという状態で、託児所か学童保育か悩まれている状況です。実際、誰も子どもがいないので様子も見れないから、見に来られる方はちょこちょこあっても、入所までは至っていない。そのなないろさんをされている方は佐賀で24時間の認可外とかの施設をされていて、2カ所目でこちらをされているので、認可外の制度とか中身についてはよく熟知された方で、牛津託児所さんが小規模を目指すといたるところもあつたりするけれども、実際資料等出てきていないので、今のところはまだ難しいと思っておりますし、認可外は認可外として生き残る道というのも逆にあるかなという話もしています。また、言われたように0歳、1-2歳のキャパを増やすのであれば、認可外か小規模の事業所を探すと誘致する形がいいのかなと思います。あと、事業所内託児所がヤクルトさんとひらまつ病院の方にあるんですけど、ヤクルトさんはあくまで従業員しか扱わないということとひらまつさんについては、認可外であつて面会者や受診する人の一時預かりとかそちらに力を入れて職員とお客さん向けに事業を進めていく、地域の方の入所は考えていないということです。

(大庭会長)

先程、話をされていた各幼稚園や保育園、認定こども園について人数を出してもらっています。ご覧ください。

・事務局より追加資料について説明

(大庭会長)

ちょっと違うことですけど、5歳児で幼稚園も保育園もどこにも行っていない、そして小学校に上がる子どもが何人かいますか。

(事務局)

前に調べた時、ちょっと記憶ですが、3人位が分からなかった。家庭内で保育されているのか、認可外の保育施設で市外だと分かりません。他は、新制度で広域とか把握要因になっているので大体握っています。

(大庭会長)

小城市内の幼稚園、保育園や認定こども園とかに入っているのはまずはっきり人数は把握できますね。それから、市外の施設についても調べられる。その他の行っていないお子さんについては把握できない。把握は、学校教育課、総務課ですか。

(事務局)

教育総務課につきましては、就学前の健康診断というのがあって住民票を元に通知文をお送りしていますが、何処の園に行かされているからではなく、あくまで住民票からの通知の案内を行っております。健康増進課ですけれども、健康増進課の方で就学前の検診の11月頃に何処の園に通っていらっしゃるかある程度チェックさせていただいた時に、昨年度1人は何処にも行っていないというのはありました。先程、保育幼稚園課の方でも説明されたように完璧に追って追ってというのがお家に行っても分からない場合、どちらにも行かれていないという確認をしているのですけれども、去年は、1人でした。

(大庭会長)

何処かでそれは把握をしていただきたいという気はします。そうしないと何処にも行かなくて来ている子どもということも小学校も認識して教育していかないといけないと思います。他にありませんか。それでは、1ページの件については終わっていいのでしょうか。次は2ページの地域子ども・子育て支援事業についてで、これが全部で11ありますが、1つずつ説明とご質問ご意見等お聞きしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

・事務局より■地域子ども・子育て支援事業①利用者支援事業について説明

(大庭会長)

それは何処でするつもりですか。

(事務局)

市役所庁舎の西館の社会福祉課、保育幼稚園課、健康増進課が並んでいるフロアのちょうど真ん中辺りに1カ所で子育て相談窓口として、そこにいつも職員が座っていて対応していきたいと考えております。

・事務局より②地域子育て支援拠点事業について説明

(大庭会長)

芦刈はないのですか。

(事務局)

芦刈については、桜楽館から出張という形で週に1回ひまわりの方でサロンを開催しています。

・事務局より③妊婦健康診査について説明

質問等なし

・事務局より④乳児家庭全戸訪問事業について説明

(F委員)

母子保健推進員で各家庭を訪問しても、家の造りがメゾネットという玄関が下にあって生活の場が二階にある所で玄関先でお母さんだけ降りて来られて立ち話して赤ちゃんに会いたいと言うと今は寝てるからと言われて会えないことが多いです。どうぞ上がって赤ちゃんを見てくださいと言われる方は本当に稀です。

(大庭会長)

その辺が虐待の問題になりますね。赤ちゃんが実際に見えない、見れない。母子保健推進員の方でも

困っていらっしゃるということですね。

(G委員)

赤ちゃんを見せてもらえない家庭がある場合はどうされているんですか。

(事務局)

まず、6カ月以内にどうしても会えなかった場合は3カ月検診を受けてあるかを確認します。その後集団での6カ月検診をしますので、そこで確認ができなかった場合は保健師がお家まで行きます。まずお会いして安全確認ということでの事業を実施させていただいております。

(大庭会長)

ご苦労さまです。あんまり追いつめても家庭としても困るところもありましようけれども、子どもの安全と健やかな成長を願うためには少しお願いしないといけない場合がありますね。

- ・事務局より⑤養育支援訪問事業について説明

(H委員)

ファミリーサポートセンター事業の中で、保健師さんや家庭相談員さんと養育支援の子どもを育てるところでサポートの必要な家庭に連携をとってサポーターさんを繋ぐというケースが何件かあっていますので、常に連絡を取り合って、なかなか子どもを上手く育てられないところではサポーターさんの力や支えはすごく大きいと感じています。

- ・事務局より⑥子育て短期支援事業について説明

質問等なし

- ・事務局より⑦ファミリー・サポート・センター事業について説明

(大庭会長)

依頼会員、提供会員の人数はどの位ですか。

(事務局)

平成26年度末で登録会員が531名、協力会員が67名、平成25年度末で登録会員が630名、協力会員が76名です。

(H委員)

今日現在、567名が依頼会員で、協力会員が64名登録されていますが、実際、協力できる会員は20名から30名です。利用される方も何かあった時のためにという方がたくさんいらっしゃるのので利用の延べ件数は200件位ですが、実際、毎日利用されている方もいらっしゃいますので毎月40名程の方が利用されています。

- ・事務局より⑧一時預かり事業について説明

質問等なし

- ・事務局より⑨延長保育事業について説明

(大庭会長)

これは保育時間11時間以上に預けられる人数ということですね。

(事務局)

小城市内で実施されているのは、公立の保育園、私立の保育園、認定こども園で18時以降の時間延長をされている所になります。

(I委員)

うちは、延長保育はやっていません。希望者もない状況であります。

(C委員)

うちは、一時預かりも延長保育、どちらもやっています。

(B委員)

延長保育事業をさせていただいています。11時間プラス、早い子は朝7時から夕方7時過ぎてお迎えに来られます。実際、ニーズには合っているかもしれないけれども本当に子どものことを考えるとそれが良いのか悪いのかというところをととても感じます。特に0歳児は、夕方になったら夕暮れ泣きと言ってちょっと寂しくなって抱いてもらいたいし、肌がとても大切な時期です。それのお子さんが小さければ小さい程多かたりするので、とても心痛い事業です。やっぱり12時間園にいるというのは心痛いです。

(大庭会長)

本当に必要なのかということから問題になると思いますけれども、現実の親の立場から言えば預かってもらわないとどうにもできない、もう一カ所預かってもらう場所を見つけないといけないということになるわけですね。だからその辺の痛し痒しの所が大変困られているだろうと思います。

(E委員)

園が困っているという意識より子どもの成長のことを考えて、特にスキンシップというのが0から3歳まではとても大切な時期で、その時期に必要なものの提供、そこ辺りをお母さん達に少し意識してもらえたらと思います。

(事務局)

こちらでも保育園とかから、土曜日の延長保育について、0歳1歳2歳の児童が増えてきて、その分また保育士の確保が必要になっているということで、土曜日に半分位職員が出てきて平日のどこかで休みを取ると、園の運営自体が成り立っていかないということを聞いております。やはり日々の運営というところを伝えながら、土曜日に見れる方は見てくださいという事と、今言われたように0歳1歳2歳のあたりが一番保護者の愛情が必要な時であるというところを保護者にもうちょっと考えていただけるような形で各園から保護者に伝えていただくようにしております。

(大庭会長)

保護者の方の認識を少し変えていただく努力も必要でありましょうし、逆に保護者から言えばどうしようもないというところがあるのではなかろうかと思えますけれども、是非そういう面でも保護者の方にもお話をさせていただければいいかと思えます。

(E委員)

今のところで、実際の土曜日の保育に園児の何パーセント何割位が来ているのかと小城市の保育園としての実情はどういう状況ですか。

(B委員)

私の所は、お母さん達の子育て支援事業ということでいろんな講座等を土曜日に開催しております。本当に仕事の方はお預かりをしますが、お仕事じゃないところは、ちょうど今の時期が大切な時期なのでご家庭で見てくださいというお話をした上で、うちの場合利用されている方は43名中、平均2、3名位です。

(C委員)

うちもお話しておりますが、土曜日は未満児が28名で、その日によって違うのですが、10名位いる時ともっと少ない時があります。3歳以上児が90名いる中で15名位、そんなに多いほうではな

と思います。あとうちも土曜日は、保育士の研修をしたりするのですが、その時は家庭保育をお願いしますので、午後から1人とか2人で、迎えに来てくださるので、その点は預けっぱなしではないと思います。

(I 委員)

うちの方もできれば平日の方に職員を置きたいと思いますが、全部で10人位来ている中で多い時だと仕事という事で10人、少ない時だと5、6人来ます。

(事務局)

こちらでは、午前中だけで割合も未満児が増えたということを知っています。

(E 委員)

今、おひさま保育園だと2名と言われて年齢にもよるとは思いますけれど、0歳児で2人に1人の保育士でいいけれども、そういう休みの時は1人じゃだめで2人ということになると人件費とか職員の休みの関係とかもあると思うので、結論から言うと、土曜日は、小城市は、ここにありますという風にしてもらえたら。

(事務局)

1号認定は、金曜日までということで通常4時間の保育で、大体2時までとなっておりますが、保育所の場合は、保育時間は8時間、開所時間は11時間で月曜日から土曜日までとなっておりますのでその分の運営費が園の方に行っておりますので、土曜日をしないということになればその分運営費がカットということで、運営費は十分出ているかと思えます。

・事務局より⑩病児保育事業について説明

質問等なし

・事務局より⑪放課後児童クラブについて説明

(E 委員)

平成28年度の構成というのは何年生までですか。

(事務局)

平成28年度は、4年生と5年生を予定しております。

(B 委員)

8カ所全部で高学年の受入れをされるということですか。

(事務局)

平成28年度から小城市で統一した形で進めて6年生までの計画としております。

(大庭会長)

放課後児童クラブで指導員の確保が難しいというのが言われていると聞いたことがありますけれども小城市はいかがですか。

(事務局)

小城市の場合につきましては、現在はNPO法人佐賀県放課後児童クラブの団体の方に指導員あるいは補助員の確保については委託をしております。そちらの団体の方で今それぞれ職員の方等更新いただいておりますが、これは平成31年度までに、クラブに最低1人は資格を持った方の配置が必要になってきております。今年度から県の方で資格の取得のための研修会が始まっておりますけれども、31年度までには資格を持った方が最低1名、それ以外の方については資格がなくても配置ができる状況になっておりますが、現在委託をしております法人の方では、うちが今制度としてとっております、リーダ

一、サブリーダー制、この方達にはその資格の取得の為の研修に行っていただくということでお話を聞いております。

(大庭会長)

間に合っているということですか。

(事務局)

なかなかこれは小城市だけでなく他の所も高学年の受入れという問題になっておりますことと、女性の方の就労が増えてきているという状況でありまして、小城市でも年々利用者の数が増えてきております。そのために配置する職員の方を増加しないといけない問題も出てきておりますので、なかなか人員確保というのは難しい状況にあるというのは聞いております。

(E委員)

外から聞こえてくる小城市の話ということで、放課後児童クラブの指導員さんの研修とか待遇とかは小城市は本当にいいということで、ただ今言われたように指導員の確保は出来ていると言われましたけど、指導員さんのいろいろな勉強会もなされているようなのでぜひ続けていただいて、子ども達にとっていい大人の存在であってほしいと思いますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。委託の中には人員の配置とは別にコーディネート事業というのを組まさせていただきます。これは先程の職員の研修あるいはクラブ内の改善の指導とかをやっていたくための事業で別事業としております。

(A委員)

今、現場の皆さんのお話を聞いて自分なりにある程度理解できたと思います。これはお願いですけど、すべて文章で書いてあるので理解はできるわけで、ただこの事業をするためにお金がいくら要りますよというのが全然分からないので、具体的にこの事業をするためにこれだけ経費が入りますよとか決算と比較できるようなタイミングで会議ができたらと思います。理解を深めるために。

(事務局)

この会議は年2回予定をしております。1回目はできれば10月中旬から下旬、2回目が3月中旬から下旬で、大体決算認定が10月5日か6日位で終わります。その後会議をするのであれば、決算は公表できますので、この次はそういったものを載せて説明したいと思いますのでよろしく願いします。

(A委員)

言葉だけで言われてもなかなかピンと来ない。お金が絡むと分かりやすいのでよろしく願いします。

(D委員)

いろいろお話を聞いて、小城市は子育てに充実した活動をしていらっしゃるなという印象を感じました。今日の内容と離れるかもしれませんが、最近、非常に貧困という言葉を目にするようになりました。子ども達にとって貧困ということが一番不幸の原因じゃないかなと考えております。貧困の実態というのがなかなか私たちの目には見えにくい、子ども達も非常に小ざっぱりした服装もしておりますし、ちょっと見では貧困の状態ある子どもというのは分かりにくいのが実態じゃないかなという思いがしております。私も六十の手習いでちょっと語学の勉強をしております、その題材としてニュースの中で日本の貧困問題が取り上げてありました。貧困というのは皆さんご存知のように、最下層の所得と最上級の所得の中間地点の半分以下の収入の家庭を貧困層と言うそうですけど、実に日本で二千万の人達が貧困の状況にある。そして17歳以下であれば三百万人の子ども達が貧困の状況にある。つい最近ま

では日本はGNP世界第二位と謳歌しておったところですが、現実的にこのような状況に日本が落ち込んでいるという経済状況ですね。これは非常に子ども・子育て支援の問題上由々しき問題じゃないかという具合に思っております。先進国がアメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、日本とありますけれども、貧困層の一番大きいのはアメリカ、21.2%が貧困、次いで日本が第二位で16.3%、いつの間にか日本は貧困の国に転落してしまっておるわけですね。そして、この状況はますます進んでいくんじゃないかなと考えられる。その一番の原因は、非正規雇用が多くなってきたということ、非常に収入が安定しないということですね。二番目にシングル家庭が非常に増えてきて、それが一番二番の貧困の原因になっていると言っております。そんな中で子ども達が十分に三度三度の食事をいただけないという状況でありますし、そのニュースでは東京の練馬辺りでは「子ども食堂」という制度ができて非常にいい事だなと思っておりますが、実質的には、やはりそこに行く貧困の方達は少ないそうです。見栄とか何とかあって。そういうところが何とか改善されて子ども達が三度三度の食事がいただける状況というのが、私たち一般住民としては望まれるところではないかなと思っております。唐津市のことを新聞で見聞きしましたがけれども小城市の状況ではなかなかどこかの課が貧困の実態を把握するというのは非常に難しいと思うのですけれども、やはり行政と私たち地域住民とボランティアの方達の協力を得て子ども達を育成する支援の手立てが今後考えられていかなければならないんじゃないかなという気がします。それともう一つ思っているのが昔から日本人にはいい面がありまして、困っている人には喜捨をする、あるいは隣近所で困っている人におすそ分けするという精神もだんだん荒廃して、ますます子ども達は追いつめられていっている状況にあるんじゃないかなと思うんですけども、やはり子育て支援ということであれば、そういった全体的な目から見て、官も民もボランティアもみんなが一体となって小城市の子ども達をいい方向に導いていくという姿勢が問われてくるんじゃないかなと最近特に感じたところ です。

(大庭会長)

私も子どもの貧困の一つは食べることができない、それから勉強ができない状況だということ、他の子ども達は行っているのに塾にも行かれない、そういう貧困の状態があるんだということをテレビで見て、小城市もどう把握していいのかというところから始めないといけない、貧困についてぜひお考えいただきたいと思っております。

(事務局)

ただ今の貧困についてでありますけれども、少し勘違いされるといけないんですけども、16.3%の貧困率というのは相対的貧困率と言いまして、先進国でも同じ意味ですが、世帯で使える所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合を言います。という事は、絶対的貧困というのは衣食住に、今日困ったという人が絶対的貧困です。生活保護になられる方は、衣食住どこか足りない、もちろん病気という方もいらっしゃる。そういう意味ではもうちょっと少ない方、要するに今日の食事、今日の服、今日の泊まる所、寝る所に困っている方や、もちろん生活保護は揃っておりますが、そこまで至らない方は困窮者相談ということで相談を受け付けております。ただそこでもなかなか掴めない実態であります。それとやはり何をもって貧困というのか、例えば、年金で暮らしていらっしゃる方で別に自分が今日ご飯が食べれて寝る所があって冷暖房位何とかなっておれば貧困と考えていない。携帯なんて持っていない、車なんてなくてもいいとかいろいろ考えられると思うんですけど、そこが、お宅は車もないし、携帯持っていないから貧困でしょうとはいかない。ですから、何が困っていらっしゃるかというのをご相談にのってあげることとか、絶対的に生活費が足りないというのはそういうところだ

と思いますけれども、そういった意味では数を掴むというのはなかなか難しく、私共も子どもの貧困というのは、就学援助で子どもの11～12%、これは児童生徒で小学生中学生だけですから、そこはかなり貧困に近いと言えるのではないかと、その中には生活保護の方も含まれていますので、あと就学前と高校生の18歳未満もだいたい6人に1人は相対的で言うと貧困、就学援助も12%ということで8人に1人は小中学生で貧困と言える状態であるという実態としてはそれくらいですかね。あと児童扶養手当の数でもある程度分かりますけれども、ただ数字的にはそれくらいしか掴めておりません。以上です。

(B委員)

あと関連して小城市に聞きたいのですが、先程、常松委員が学習支援というところをおっしゃいましたが、先日の新聞でひとり親の学習支援を佐賀市に続いて小城市も実施するということが載っていましたが、具体的にもしお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

(事務局)

実は先日の記事ではちょっと誤解がありまして、よくよく読むと佐賀県が事業主体となって、母子寡婦福祉連合会に委託する事業となっております。ということは、直接、市が何かをするという事業ではございません。小城市におきましても、県の連合会が小城地区でやりたいということで市の方にご相談がありました。場所は牛津公民館をご紹介して、今のところ1人希望者がいらっしゃる、但しこれが母子、寡婦、父子であったりというところで募集をされるようです。ですので、そういった境遇であられるところのお子さんを集めてボランティアの方による学習支援を行っていき、但し、いちいち教えるということではなくて自分で教材を持ってきて分からないところがあったら教えてくださいというスタイルをやりたいということで聞いております。これにつきましては、今のところ牛津公民館で4月から実施したいということで、市が直接する事業ではないですけれども、市としても見守っていきたい、ただ教育長も言うておりましたが、生活困窮者の学習支援事業というものもあるんですが、それをやると、ここに来てくださいとやれば、ここに来ている子は困窮者なんだと分かってしまうということもあってどうでしょうと、やるならばある程度夏休みとかに学習的に不安がある子はみんなおいでということでやった方がいいのではないかなと教育委員会でも言われております。

## (2) 意見交換

(G委員)

資料とは関係ないことなのですが、社会体育をしている小学生がいると思いますけど、その時に送迎の保護者とか一部の指導者の子どもの前での喫煙が目立ちます。それが前から気になって、何か通達があったのかどうか分からないのですが、中学校の部活での子どもの前での喫煙が急に止まったので、それは中学校で何か規制があったのだろうと思うのですが、小学生の社会体育では、そういうのが校門前とかであって、その間を子どもが通るので、小城市でもいろんな大会があったりしますけど、その会場で審判の方や保護者の方がみんな校門前で喫煙して煙も出ています。喫煙所を作るにしてももっと奥まった所でするはずですが、審判の方に気を遣ってあまり歩かせないとかで近くにあるんだろなと思ってるのですが、できれば、煙草の煙と子どもをなるべく離して、子どものための社会体育ですから、子どもを第一に考えて煙草はなるべく離して欲しいなと思うのですが、そういうことを小城市の方から各団体に通達とかしていただけるのかなと思っております。

(事務局)

生涯学習課の方に話をします。生涯学習課で指導者の研修会とかの実施をされているので、伝えます。

(大庭会長)

よろしくお願いします。他の委員の方、何か一言ずつお願いします。

(J委員)

前は、話を聞くので一杯一杯でしたけど、今回、一つ一つ話を広げてされていたのでよく分かりました。

(K委員)

前は出席できなくて、今日初めて出席させていただきました。私自身、子どもが小学2年生と幼稚園の時に三日月町に引っ越してきました、子育てをしましたけど、その時に比べたら、いろんな事業が増えていて充実しているなど感じました。引っ越して来た時もドゥイング三日月は魅力的で、町で子どもを育てようという印象が続いていまして、ちょっと1つ気になるのが、すごくいろんな事業があって保護者の方は安心して子育てができるような状況になってきていると思うのですが、何でもかんでも人任せにするような子育てになりすぎているんじゃないかなという懸念が私の中でずっとあって、先程の話でも小さい子はスキンシップが大切だし、病気の時に預ける先を考えるのではなく、病気の子どもがいる時には休みが取れるような世の中になっていけたらと、児童クラブも高学年まで安心して預けられるのもいいんですが、本当に子ども達にそれがいいのか健全なのか、あまりに何でもかんでも人任せに子育てがなり過ぎるのも良くないなという風に感じて、バランスが大事でバランスがとれば良いと思います。

(大庭会長)

何かご意見がありましたら、どうぞ。それに対するお考えがあれば。

(事務局)

確かに、うちの家族の例で言いますと、私の妻も第一子が生まれてから第三子が小学校に上がるまで子育て専業でやっております、その後たまたま縁がありまして、今仕事をしているのですけれども、そういった風子育てというものに対して、それぞれ親御さんの考え方がいろいろありまして、ただ片方では貧困の話ではないのですけれども、経済的にやはり働かないといけない、今社会的にそういった方達の働く時の条件的になかなか休みにくいか休みづらいか、そういったところが必要な人には利用していただくことが必要ですけど、果たして、そこら辺がなかなか分からない状況なので、大きな社会的な仕組みとしてはなかなか私たちの力ではどうしようもないのですけれども、皆様の力を借りながらそういった雰囲気が出来上がっていけばいいのかなと、また育休、産休が取りやすい社会制度的なもの、以前と比べると、非正規でもいちおう取れるように制度的にはなっていると聞くのですが、果たしてどこまで実行性があるのかと思います。私達も自分達の職場で理解するという事も必要かなと感じております。以上です。

(大庭会長)

親が、一時的でしょうけれども、その親が育てるのを社会が援助するそういうような社会でありたいと思っています。勝手なことを言いまして申し訳ありません。時間もみっちり2時間になったようでございますので、この辺で終わりたいと思います。私の役目はこれで終わりたいと思います。

(事務局)

一点報告と言いますか、情報提供をさせていただきます。実は、今うちの方で子どもの医療費助成をやっておりますが、対象が未就学児については、通院・入院・調剤のすべてやっております。小・中学生については、入院と調剤をやっておりましたが、平成28年度から通院の方も対象となるように拡大

をしております。ただ、周知期間が必要でありますので、28年の7月の診療分からということで助成を行いたいと考えております。これは5月号の広報誌に掲載しますので、皆さん方、機会がございましたら保護者の方にお伝え願いたいと思っております。以上です。

#### 4 その他

##### (1) 次回の開催日について

平成28年10月中旬から下旬

#### 5 閉会